

事業優先順位		3 細事業：青年就農者経営支援事業				整理番号	11				
目的	市内在住の就農直後(5年以内)の独立・自営青年就農者(45歳未満)に給付金を給付することにより、経営が不安定な時期の所得を確保し、農業の定着を図る。										
目標	青年就農者が農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つよう、経営開始計画に即して計画的な就農ができていのかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行い、もって、青年就農者の経営の安定化を図る。										
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成24年度	根拠法令							
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較						
	事業費(決算額)(千円)		4,500	2,250	2,250	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)		9,837	5,424	4,413
	財源内訳	一般財源	0	0	0		内訳	事業費	4,500	2,250	2,250
		国府支出金	4,500	2,250	2,250			人件費	5,337	3,174	2,163
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり(円)	88	48	40
			0					世帯あたり(円)	208	115	93
		0			参考		職員数(人)	0.70	0.40	0.30	
		0			再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00		
	今後の方向性	青年就農給付金受給者の経営の安定化を図り、営農指導や経営指導を積極的に実施する。また、新規就農者の販路の拡大や6次産業化において支援策を検討する。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	人・農地プランに位置づけられた、市内在住の就農直後(5年以内)の独立・自営青年就農者(45歳未満)						
	A	A	A								

事業優先順位		4 細事業：広域農政推進事業				整理番号	08				
目的	府内市町村との連携、協力のもと、農政に関する課題解決の円滑な推進と農業の振興を図ること。										
目標	府内市町村との連携、協力のもと団体間の相互の連絡、情報交換、研究、要望などを行うことで、農政に関する課題解決の円滑な推進と農業の振興を図る。また、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填して、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的に、農業共済制度を実施する大阪府南部農業共済組合に対して、負担金を交付する。										
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成12年度	根拠法令							
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較						
	事業費(決算額)(千円)		1,602	1,688	-86	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)		3,508	3,672	-164
	財源内訳	一般財源	1,602	1,688	-86		内訳	事業費	1,602	1,688	-86
		国府支出金	0	0	0			人件費	1,906	1,984	-78
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり(円)	31	33	-2
			0					世帯あたり(円)	74	78	-4
		0			参考		職員数(人)	0.25	0.25	0.00	
		0			再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00		
	今後の方向性	今後も府内市町村との連携、協力のもと団体間の相互の連絡、情報交換、研究、要望などを行うことで、農政に関する課題解決の円滑な推進と地域農業の振興を図る。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	農家数934戸(H22センサス) 農業共済事業加入者709人(H25年度数値：農作物共済、果樹共済、園芸施設共済)						
	A	B	B								

## 細事業：青年就農者経営支援事業

### 1. 青年就農者経営支援事業

就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農して間もない時期の農業者を対象として、給付金を給付することで所得の安定を図った。

給付対象者：4名（うち、夫婦による申請1組）

給付額：4,500,000円

H25		
	対象者	金額
新規	2人	2,250,000円
継続	2人(夫婦)	2,250,000円



#### ※青年就農給付金

…新規就農者が、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置付けられ、かつ国が定める給付要件を満たせば、農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間、年間150万円給付される。

対象者：原則45歳未満の独立・自立就農を目指す農業者

給付額：年間1,500,000円（夫婦で共に農業経営をする場合には、夫婦による共同申請も可能であり、その場合は年間2,250,000円）

給付期間：最長で5年間

## 細事業：広域農政推進事業

### 1. 農業共済組合負担金

農業者が、災害や鳥獣害等の不慮の事故によって受ける農作物等に係る損失を補填することにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するため、大阪府南部農業共済組合が農業災害対策として農業災害補償法に基づき実施している共済事業に対し負担金を交付した。

### 2. 農空間整備推進協議会負担金



本協議会は、府域の農業振興地域を中心とする農空間において、府民ニーズに応えた農空間の整備を推進するとともに地域の振興を促進することを目的とするものであり、農空間の整備推進に関する研究、調査や農空間の資源の保全・活用に向けた啓発・事業の推進を行うため、負担金の交付を行った。

農空間づくり活動交流会の様子

### 3. 南河内地区農政研究会負担金

本研究会は南河内地区関係機関の相互の連絡を密にするとともに、広域において農政に関する諸問題に対し円滑かつ効率的に対応することを目的とするものであり、情報交換会及び視察研修会の開催やイベント（大阪産（もん）スタンプリー）への支援等の活動のため、負担金の交付を行った。



視察研修の様子